

# マイナンバー制度が始まります

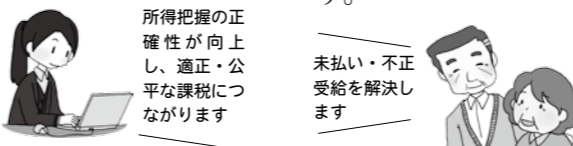
問合せ／企画財政課（979・8101）

## マイナンバーのメリット

マイナンバーは、安心・安全な仕組みで各機関が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たします。これによって国や地方公共団体での情報連携が可能になり、さまざまなメリットをもたらします。

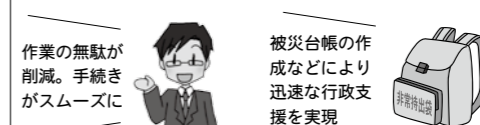
### NO.1 公平・公正な社会の実現

適正・公平な課税を実現します。年金などの社会保障を確実に給付します。所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税につながります。未払い・不正受給を解決します。



### NO.2 行政の効率化

行政手続きが正確で早くなります。災害時の行政支援にマイナンバーを活用します。被災台帳の作成などにより迅速な行政支援を実現。作業の無駄が削減。手続きがスムーズに。



### NO.3 国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請で書類の添付が減ります。



## 「うっぴょん」通知？

10月以降に、住民票を持つ皆さん1人ひとりに、12桁のマイナンバーが通知されます。中長期在留者や特別永住者などの外国人も対象です。原則として、町から住民票の住所にマイナンバーが記載された「通知カード」を送付します。住民票の住所と異なる場所にお住まいの人はご注意ください。

マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして不正に使用される恐れがある場合を除いて変更はされませんのでしっかりと管理を行ってください。

## マイナンバーは 何に使用しますか？

○行政手続きに必要な  
（平成28年1月以降）

## 2つの便利な機能

○個人番号カード  
個人番号カードは、町に申請する

## 個人情報が外部に漏れる心配はありませんか？

個人情報が外部に漏れるのではないかと、他人のマイナンバーで「なりすまし」が起こるのではないかと、いった声もあります。マイナンバーを安心・安全にご利用していただくため、個人情報を保護するための対策を行います。制度面では、法律に規定があるものを除き、マイナンバーを含む個人情報の収集や保管を禁止しています。また、特定個人情報保護委員会が適正に管理されているか監視・監督します。さらに法律に違反した場合の罰則も従来より重くなっています。

システム面では、個人情報を一元管理せず、従来どおり年金の情報

報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理しています。また、行政で情報のやり取りを管理するときは、マイナンバーを直接使わず、システムにアクセスできる人を制限し、通信する場合は暗号化を行います。

この他に、自分の個人情報をいつ、誰が、なぜやりとりしたのか確認できる手段として、平成29年1月からマイポータル（仮称）が稼働する予定です。

※ご不明な点は

マイナンバー

検索

コールセンター／日本語：0570-20-0178（9:30～17:30）  
外国語：0570-20-0291（9:30～17:30）

## マイナンバー制度の今後の流れ

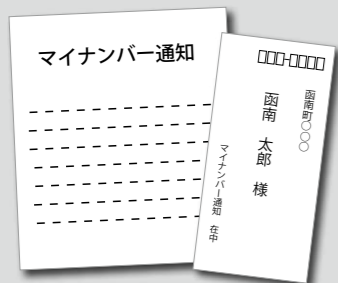


▲個人番号カード見本

と平成28年1月以降に交付されます。カードの表面には、住所、名前、生年月日、性別と本人の顔写真が、裏面にマイナンバーが記載され、本人確認のための身分証明書として利用できます。また、e-Taxをはじめ、各種電子申請が利用できます。※住民基本台帳カードをお持ちの方は、個人番号カード交付時に返却していただきます。

○マイポータル（仮称）  
マイポータルとは、自宅のパソコンからさまざまな情報を取得できる個人用サイトで、平成29年1月に開設予定です。スマホやタブレット端末からのアクセスも可能になる予定です、年金などの各種社会保険料の支払い状況、行政機関が自分の個人情報へアクセスした履歴、制度改定などのお知らせ、受け取ることできる各種給付の案内を入手できます。

将来的には、予防接種の履歴、確定申告に必要な情報などをインターネットで取得可能になります。また、引越しなどの複数の届け出がパソコンでまとめてできる予定になっています。



### ① 10月～

マイナンバーの通知（通知カード）を住民票の住所へ送付開始



### ② 平成28年1月～

- 社会保障・税・災害対策の手続きで個人番号の利用開始
- 申請者に個人番号カードを送付



### ③ 平成29年1月～

国の行政機関の間で情報連携を開始

### ④ 平成29年7月～

地方公共団体なども含めた情報連携を開始